

産業サポートネットやすぎ 知的財産権取得支援補助金交付要綱

産業サポートネットやすぎ
平成26年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、安来市内の中小企業者等が新規性のある商品の特許、実用新案、商標、意匠登録等に要する経費を助成し、中小企業等の新商品開発やブランド力向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 組合等 次に掲げる者をいう。

ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

イ 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

ウ 一般財団法人又は一般社団法人

エ 共同出資会社（会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく株式会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の規定に基づく特例有限会社、旧合名会社等及び新合名会社等で、3分の2以上を中小企業者が出資し、かつ、構成員たる中小企業者の利益となる事業をその目的とするものをいう。）

オ その他法律に基づき設立された組合又は連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業者であるもの

(2) 任意グループ 構成員のうち2分の1以上が中小企業者で、構成員たる中小企業者の利益となる事業を目的とするものをいう。

(3) 農業従事者グループ 規約をもって組織された農業生産組織及び農産物加工組織をいう。

(補助金の交付)

第3条 産業サポートネットやすぎ（以下「SSY」という。）は、毎年度予算の範囲内で、知的財産権取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、次に掲げる者とする。ただし、補助金の交付は、1団体当たり毎年度1回を限度とする。

(1) 安来市内に事業所を有する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者、組合等又は任意グループ

(2) 安来市内において農業を営む農業従事者グループ

(3) その他SSYが認める団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としないものとする。

(1) 申請時において、市税の滞納をしている者

(2) 法令違反等により、何らかの拘束を受けている者

- (3) 不渡り処分等により金融機関との取引が停止中の者
- (4) この要綱に定める事項を遵守できない者

(補助対象事業)

第5条 補助金交付の対象事業は、補助対象者が新規性のある商品の特許、実用新案、商標、意匠登録等に関する事業（以下「知的財産権取得」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 安来市又は他の団体から知的財産権取得に要する経費の7割以上に相当する額の助成を受けるもの
- (2) その他SSYが補助することが適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第6条 補助金交付の対象経費は、次の各号に掲げる経費のうち、SSYが必要と認めるものとする。

- (1) 出願費用
- (2) 弁理士費用
- (3) 書類作成費
- (4) 通信費
- (5) 先行技術調査費
- (6) その他事業の実施に必要と認められる経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の1/2以内の額（1,000円未満切捨て）とする。ただし、15万円を上限とする。

2 安来市又は他の団体が交付する助成金を受ける場合における補助金の額は、前項の補助金の額から当該安来市又は他の団体が交付する助成金の額を除いた額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、事業の開始前に知的財産権取得支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる資料を添えてSSYに提出しなければならない。

- (1) 知的財産権取得計画書（様式第2号）
- (2) 市税に滞納がないことを示す書類
- (3) その他SSYが必要と認める書類

(交付決定)

第9条 SSYは、前条の申請があったときは、これを審査し、その目的及び金額等が適正であると認めたときは、速やかに交付決定を行い、知的財産権取得支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請した者に通知するものとする。

(補助条件)

第10条 前条の交付決定を行うに当たっては、SSYは、事業の適正な遂行に必要なと認める場合には計画の変更及びその他の条件を付することができる。

(申請内容等の変更)

第11条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに知的財産権取得支援補助金変更申請書（様式第4号）をSSYに提出しなければならない。

(1) 事業に要する経費の配分又は事業の内容を変更するとき。(変更後の計画の内容が当初の目的又は効果を変更しない軽微な変更である場合を除く。)

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 S S Yは、前項の規定により変更申請書が提出されたときは、これを審査し、変更を承認する場合は知的財産権取得支援補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、その成果を記載した知的財産権取得支援補助金実績報告書(様式第6号)にS S Yが必要と認める書類を添えてS S Yへ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、当該事業の終了の日から14日以内とする。

(補助金の支払)

第13条 S S Yは、前条の実績報告書が提出されたときは、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、知的財産権取得支援補助金額確定通知書(様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、知的財産権取得支援補助金請求書(様式第8号)をS S Yへ提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、S S Yが別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。